

厚木市広告付き番号案内表示機等設置事業 募集要領

厚木市（以下「市」という。）は、広告掲載事業により番号案内表示機及び公共施設モニター（以下「機器等」という。）の設置を行うことで、設置費用の負担軽減を図るとともに来庁者の利便性向上と積極的な行政情報の発信を行うことを目的とし、機器等設置事業者（以下「事業者」という。）を企画提案により募集します。

1 概要

- (1) 市役所本庁舎 1 階市民課、国保年金課及びエレベーターホール並びに保健福祉センターに、機器等を設置し、来庁者に対する番号案内を行うほか、行政情報及び民間広告等を放映する。
- (2) 設置する機器等については、事業者の無償提供とする。
- (3) 事業の実施に係る一切の費用（機器等の設置・運営・維持管理及び撤去、広告主の募集・広告の制作その他広告事業の実施にかかる費用、その他全ての費用）については、事業者の負担とし、市の費用負担がないことを前提とする。
- (4) 市役所本庁舎に設置する機器等に係る広告料は事業者の収入とし、事業を円滑に運用するものとする。
- (5) 保健福祉センターに設置する機器等に係る広告料は市に納入するものとする。
- (6) 機器等の設置に係る行政財産の目的外使用については、別途事業者から各施設管理者に許可申請をすること。なお、目的外使用料については免除とする。

2 目的

- (1) 市民課、国保年金課及び保健福祉センター窓口の利用環境の向上
- (2) 市民課、国保年金課及び保健福祉センター窓口並びに待合ロビーの混雑緩和、待合時間の快適化
- (3) 来庁者への行政情報や地域情報などの各種情報の提供
- (4) 機器等の設置・運用費用の削減

3 設置場所及び機器等

設置場所及び機器等については、次のとおりとし、機器等の条件については、別紙「厚木市広告付き番号案内表示機等設置事業仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

設置場所	設置機器
厚木市役所本庁舎 1 階 市民課	広告付き番号案内表示機
厚木市役所本庁舎 1 階 国保年金課	広告付き番号案内表示機
厚木市役所本庁舎 1 階 エレベーターホール	広告付き公共施設モニター
厚木市保健福祉センター 1 階、2 階及び 3 階	広告付き公共施設モニター

4 事業実施期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで

5 運用

事業者は、定期的に機器等のメンテナンス（放映状況の確認、清掃等）を実施するとともに、故障、事故、災害時等の対応体制を整え、本市からの問い合わせに対して速やかに対応すること。

6 費用

- (1) 機器等の設置、運用、定期保守及び事故等に係る費用は事業者の負担とする。
- (2) 市の機構改革や災害等のやむを得ない理由により機器等に変更の必要が生じたときの移設又は増設に伴う費用は、事業者の負担とする。
- (3) 広告主の募集、広告映像の作成、更新及び運用並びに行政情報映像の作成及び更新等に要する費用は、事業者の負担とする。
- (4) 契約満了に伴う機器等の撤去及び処分に要する費用は、事業者の負担とする。
- (5) 機器等の設置に係る電気料金（実費相当分）については、事業者の負担とし、市が指定する期日までに納入すること。

7 応募要件等

(1) 基本的要件

- ア 自ら広告主の募集及び放映する広告並びに行政情報を制作することができ、事業を円滑に運用できる広告代理店であること。
- イ 機器等の設置に伴う作業（電気工事、モニター等取付工事、工事終了後の維持管理、事業終了時の撤去等）を一貫して行えること。
- ウ 企画提案書の内容が、仕様書に合致していること。
- エ 市と円滑な連絡調整ができるよう、神奈川県内に本社又は社員が常駐する支社若しくは営業所を有し、かつ概ね 1 時間以内に設置場所に到着が可能であること。

オ 故障、事故、災害等、緊急時の対応として迅速に対応可能な体制を取ることができること。

カ 他の地方公共団体において、本事業と同種又は類似した実績を有していること。

キ 放映する広告について、外部機構等において広告内容を審査できる体制が整えられ、外部機構等から広告内容を審査した証として、審査合格証を提出できる体制が整えられていること。

8 参加資格要件

本企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 市内に事務所、事業所等を有する者にあつては市税（延滞金を含む。）を完納している者であること。
- (3) 会社更生法又は民事再生法による更生又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 提案書の提出時点において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成 2 年 4 月 1 日施行）及び厚木市事業所等実態調査実施要綱（平成 21 年 10 月 1 日施行）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 厚木市暴力団排除条例（平成 23 年厚木市条例第 12 号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること。

9 スケジュール

日程及び期限等	手続き等
令和 7 年 10 月 17 日	公募受付開始
令和 7 年 10 月 24 日	質疑書（様式 1）提出期限
令和 7 年 10 月 28 日	質疑の回答
令和 7 年 10 月 29 日	応募用紙（様式 2）及び誓約書（様式 3）提出期限
令和 7 年 10 月 31 日	応募資格確認結果通知
令和 7 年 11 月 7 日	企画提案書及び見積書（様式 4）提出期限
令和 7 年 11 月中旬	選定結果通知

10 応募について

(1) 応募方法

(2)の提出書類を直接持参又は郵送により、提出期限までに提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限日必着とする。

ア 応募申込書の受付期限

令和7年10月29日（水）午後5時15分まで

イ 応募資格確認結果通知

令和7年10月31日（金）に郵送により結果を通知する。

ウ 企画提案書の提出期限

令和7年11月7日（金）午後5時15分まで

(2) 提出書類

No.	提出書類	部数	備考
1	応募用紙	1部	様式2
2	会社概要	1部	任意様式
3	企画提案書 【必須事項】 (1) 番号案内システム機器等の仕様 (2) 映像の制作、構成、放映方法 (3) 設置までのスケジュール(広告制作を含む。) (4) 同種又は類似業務の実績 (5) 広告内容の審査体制 (6) 機器等の運営管理、保守体制 (7) 自由提案	正本 1部 副本 8部	任意様式 (A4サイズ) ※必須事項の 項目の提案順 序は変更可
4	暴力団排除に関する誓約書	1部	様式3
5	広告料見積書	1部	様式4

(3) 提出先

ア 住所

〒243-8511

厚木市中町三丁目17番17号

厚木市企画部行政経営課行政経営係（本庁舎4階）

担当：小柳

イ 電話

046-225-2160（直通）

ウ 電子メール

0600@city.atsugi.kanagawa.jp

(4) 質疑及び回答

企画提案書の提出に当たり、質問がある場合は、様式1「質疑書」に内容を記載し、電子メールにより提出すること。

ア 質問書の受付期限

令和7年10月24日（金）午後5時15分（必着）

イ 質問書に対する回答期限

令和7年10月28日（火）

ウ 注意事項

(ア) メールの件名は「厚木市広告付き番号案内表示機等設置事業質疑（貴社名）」とし、送信先は「0600@city.atsugi.kanagawa.jp」とする。

(イ) 質疑書を送信した場合は、必ず電話で受信を確認すること。

(ウ) 質疑書の回答は電子メール及び市ホームページで行い、電話、口頭等による質問及び回答後の再質問には応じない。なお、質問の回答書の内容は、本募集要領の追加又は修正とみなすことができる。

(5) その他

ア 提出後の企画提案等の内容の修正、変更等は認めない。また、応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

イ 仕様書に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度協議すること。

ウ 設置場所の調査を行う場合は、事前に連絡の上許可を得ること。

エ 提出された書類は返却しない。

11 事業者の選定方法

(1) 選考方法

ア 機器等設置窓口所管課及び厚木市広告掲載審査委員会事務局において事業者の選考を行う。

イ 選考は書類審査とする。ただし、市が必要とする場合は、プレゼンテーション及びデモンストレーションを実施する。

ウ 審査項目及び評価基準は別表「審査項目及び評価基準」のとおりとする。

エ 選考の結果については、全ての応募者に書面をもって通知する。なお、選考方法、選考内容及び結果についての問合せには応じない。

別表 審査項目及び評価基準

No.	審査項目	評価基準
1	機器等の仕様	提案機器は、市の目的や課題解決に沿った機能を備えているか。
2	映像の制作、構成、放映方法	映像の制作、構成、放映方法は適切か。
3	スケジュール	設置及び広告、映像制作において適切な期間が設けられているか。
4	実績	同様の事業の実績があり、信頼できる事業者か。
5	広告内容の審査体制	自社に広告掲載審査基準を設けるなど、コンプライアンスを遵守しているか。
6	機器等の運営管理、保守体制	機器等の維持管理、保守、故障等への対応、セキュリティ対策等について、十分な体制が整備されているか。
7	自由提案	提案に創意工夫があるか。